

公立大学法人前橋工科大学が求職活動等における性的な言動に起因する
問題に関して講ずべき措置等に関する要綱

令和 8 年 9 月 3 0 日制定

公立大学法人前橋工科大学要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題
に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和 8 年厚生労働省告示
第 5 2 号)に基づき、公立大学法人前橋工科大学(以下「法人」という。)が
適切かつ有効な措置等の実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 求職者等 法人の実施する職員採用試験を受験する者、職員採用に資す
る活動に参加する者及びインターンシップその他実習に参加する者
- (2) 求職活動等 求職者等が法人の実施する職員採用試験を受験することや、
職員採用に資する活動及びインターンシップその他実習に参加する活動
- (3) 職員 法人に勤務する全ての職員
- (4) 性的な言動 性的な冗談を交わすこと、性的なからかいの対象にすること、
食事・デートに執拗に誘うこと、意図的に性的なうわさを流布すること、個
人的な性的体験等を話したり聞いたりすること、ヌードポスター・わいせつ
図画の配布・掲示、性的関係の強要、身体への不必要な接触、自宅等への執
拗な電話、尾行等
- (5) 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント 求職活動等において職
員によって行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求
職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が
求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じること。

(法人の責務)

第3条 法人は、求職者等の健康状態の悪化、求職活動等の停止、前橋工科大学の社会的信用喪失その他の求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に対する職員の関心と理解を深めるとともに、職員が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、周知・啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、法人が講ずる第3条の措置に協力しなければならない。

（相談体制の整備）

第5条 法人は、求職者等からの求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談（苦情を含む。以下同じ。）に対応する窓口を事務局に設置し、相談に対応する担当者を公立大学法人前橋工科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成25年規程第66号）第6条に規定するハラスメント相談員（以下「相談員」という。）とする。ただし、求職活動等に関与する者は、当該求職活動等に関する相談員となることができない。

2 相談員は、当該求職者の採用事務を所管する係と連携し、事実確認ヒアリングシート（様式第1号）を活用しながら、相談を行った求職者等（以下「相談者」という。）及び求職活動等における性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認するものとする。

3 相談員は、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があるときは、必要に応じて、第三者からも事実関係を確認することができる。

4 相談員は、事実関係の確認に際し、相談者、行為者及び第三者のプライバシーを保護するために必要な措置を行わなければならない。

（不利益な取扱いの禁止）

第6条 法人は、職員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（法人が行うべき措置）

第7条 法人は、第5条第2項及び第3項により求職活動等におけるセクシュ

アル・ハラスメントが生じた事実が確認された場合においては、次の措置を行うものとする。

- (1) 速やかに相談者と行為者を引き離すことその他相談者に対する配慮のための措置
 - (2) 行為者の懲戒処分に関し、公立大学法人前橋工科大学人事委員会規程（平成25年公立大学法人前橋工科大学規程第19号）に規定する人事委員会に諮る措置
- （その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。